

仕 様 書

- 1 件名 東京都知的財産総合センターにおけるデジタル複合機の借入
- 2 設置台数及び設置場所
5台（詳細は別紙1「複合機要求仕様一覧」記載のとおり）
 - (1) 知的財産総合センター（台東区）：2台（モノクロ、カラー各1台）
 - (2) 支援室（城東、城南、多摩）：各1台（カラー）
- 3 契約期間 契約締結の日から平成34年3月31日まで
- 4 リース料支払回数
全57回（平成29年7月分から平成34年3月分まで）
- 5 納入日 平成29年7月7日まで
- 6 機能仕様
 - (1) 複合機の要求仕様は、別紙1「複合機要求仕様一覧」記載のとおり
 - (2) Windows 2012R2 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること
（EMF、PostScript ドライバのみは不可）。
 - (3) Windows7 x86 対応 RAW データプリンタードライバが提供されていること
（EMF、PostScript ドライバのみは不可）。
 - (4) 上記プリンタードライバについて、最低限 OS の延長サポート終了日までのプリンターメーカーサポートが提供されること。
Windows2012R2 延長サポート終了日：2023年01月10日
<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?C2=14019>
Windows7 延長サポート終了日：2020年01月14日
<https://support.microsoft.com/ja-jp/lifecycle?p1=17383>
 - (5) 仮想化環境におけるプリンター使用についても実績があること。
 - (6) VMware Horizon View などの VDI 環境におけるプリンター使用についても実績があること。
 - (7) VDI 環境でのプリンターの使用について、以下の条件で印刷可能であり、エラーや警告メッセージが出ないこと。
 - ① 印刷ポートはプリンターメーカー独自または指定印刷ポートの使用に制限されず印刷出力可能であること。
 - ② プリンターとプリンタードライバー間の双方向通信設定が OFF、または通信不可能な場合でも印刷出力可能であること。
- 7 想定使用枚数
 - (1) 知的財産総合センター（台東区）
 - モノクロ複合機：モノクロ 20,000枚/月
 - カラー複合機：カラー 20,000枚/月、モノクロ 13,000枚/月

- (2) 支援室（城東、城南、多摩）
○カラー複合機：カラー 100 枚／月、モノクロ 200 枚／月
- 8 保守契約 前記 7 の想定使用枚数を前提とし、機器販売事業者と以下の条件で別途保守契約を締結する。リース料には保守費用を含めない。
- (1) 保守契約期間
契約締結の日から平成 34 年 3 月 31 日まで
- (2) 保守内容
機器が正常に稼働し得るよう、機器設置場所担当者の要請によりサービス担当者を派遣して機器の点検、調整、故障修理を行い、感光体及び必要な部品（トナー、カートリッジ、ドラム等）の供給、交換を行うこと。
- 9 納品（搬入）・撤去時の注意
使用可能な状態にまで設置・設定すること。また、必要に応じ適切な操作方法を説明すること。
- 10 応札金額 応札金額は、下記（1）及び（2）の総額とする。ただし、前記 8 のとおり、保守契約は別途機器販売事業者と締結する。
- (1) 機器リース料
機器 5 台分、57 か月分の総額（税別）
- (2) カウンター料金
前記 7 の想定使用枚数を基に積算した、機器 5 台分、57 か月分の総額（税別）
- 11 応札金額内訳書
- (1) 機器リース料
機種ごとに以下の金額（税別）を記載した内訳書を添付すること。
①月額リース料
②12 か月分リース料
③57 か月分リース料
- (2) カウンター料金
機種ごとに以下の金額（税別）を記載した内訳書を添付すること。
①月額カウンター料金
②12 か月分カウンター料金
③57 か月分カウンター料金
- 12 契約情報の公開
公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。
- ① 公表項目
契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

② 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

13 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙2のとおりとする。
- (2) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、下記担当職員と協議の上、定めるものとする。

14 担当

公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター
濱咲雅人

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階

電話 03-3832-3656 FAX 03-3832-3659

e-mail m-hamasaki@tokyo-kosha.or.jp